

平成20年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年9月22日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	7 番 川口 東洋
	8 番 西本 俊吉	9 番 本田 章紘
	10 番 田中 良隆	11 番 藤下 茂昭
	12 番 中島 一雄	13 番 田中 孝嗣
	14 番 中田 幸子	15 番 小島 進
	16 番 野並 享子	17 番 小菅 六雄
	18 番 鈴木 市朗	19 番 原田 薫
	20 番 田中栄太郎	21 番 林 克
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀
都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳	環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄
教 育 部 次 長	山本 治一郎	監 査 委 員 事 務 局 長	市田 新一
秘 書 課 長	立入 孝次	総 務 課 長	川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 閉会中の継続審査案件
(請願第2号 青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願)
文教福祉常任委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第4 議第53号及び議第55号から議第75号まで並びに請願第4号
(野洲市まちづくり寄附条例 他22件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第5 発議第2号 野洲市議会会議規則の一部を改正する規則
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 意見書第15号から意見書第20号まで
(社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書(案)他5件)
提出者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 意見書第21号 肥料・飼料等価格高騰に関する意見書(案)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦労さんです。

それでは、ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員22名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元に配付しておりますので、文書のとおりですのでご了承願います。なお、報道関係者等からカメラ撮影の申し出が出ておりますので、カメラ撮影を許可することに決定しましたのでご報告申し上げます。

次に、本日総務常任委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選結果の届け出がありましたのでご報告いたします。委員長、第4番、内田聡史君。副委員長に第9番、本田章紘君。以上のとおりであります。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第13番、田中孝嗣君、第14番、中田幸子君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、閉会中の継続審査として文教福祉常任委員会に付託しております平成20年請願第2号青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

文教福祉常任委員長より、委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番(中田幸子君) 14番、中田幸子でございます。

平成20年第2回定例会最終日6月19日の本会議におきまして、閉会中の継続審査に付することに決定されました請願第2号青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願の文教福祉常任委員会における審査の経過及び結果の概要についてご報告申し上げます。

継続審査の決議以降、8月4日に委員会を開催し、全委員出席のもと、近隣の動向等も参考にしながら慎重に審査を進めてまいりました。6月17日の委員会では、請願事項の項目の一部については、6月11日の参議院本会議で可決成立した青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に盛り込まれていることや、罰則規定についても国の動向を見ていき、継続して審議すべきであるなど、いろいろなご意見等が出てまいりました。そこで、8月4日の委員会では、これを受け、さらに審議を進めてまいりました。委員会では、今日の青少年を取り巻く現状を考えると、この請願書の趣旨については十分理解できるなどの意見が出ました。委員から趣旨採択としてはどうかという意見があり、採決の結果、全員賛成により趣旨採択すべきものと決しました。

以上、報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、閉会中の継続審査平成20年請願第2号について討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

閉会中の継続審査平成20年請願第2号青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、閉会中の継続審査平成20年請願第2号は文教福祉常任委員長の報告のとおり趣旨採択すべきものと決しました。

（日程第4）

○議長（林 克君） 日程第4、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第53号及び議第55号から議第75号まで並びに請願第4号、野洲市まちづく

り寄附条例他 2 2 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 4 番、内田聡史君。

○ 4 番（内田聡史君） 第 4 番、内田聡史でございます。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 1 0 日、1 1 日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 5 3 号野洲市まちづくり寄附条例、議第 5 5 号公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例、議第 5 6 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 5 9 号平成 2 0 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 6 5 号平成 1 9 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第 7 4 号平成 1 9 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の 6 議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 5 3 号、議第 5 5 号、議第 5 9 号及び議第 7 4 号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第 5 6 号及び議第 6 5 号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（林 克君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第 1 2 番、中島一雄君。

○ 1 2 番（中島一雄君） 1 2 番、中島一雄でございます。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 1 2 日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第 5 8 号野洲市下水道条例の一部を改正する条例、議第 5 9 号平成 2 0 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 6 3 号平成 2

0年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第64号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第70号平成19年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第71号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第72号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第73号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第75号平成19年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上条例1件、予算決算関係9件、合計10件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第58号、議第63号、議第64号、議第70号、議第71号、議第72号及び議第75号の7議案については、全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第59号、議第65号、議第73号の3議案については、賛成多数により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

次に、請願第4号肥料・飼料等価格高騰に関する請願書につきましては、全員賛成にて採択すべきものに決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 克君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。

去る9月4日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、9月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第60号平成2

0年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第61号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議第62号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第67号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第68号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第69号平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の10議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第69号については、全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第57号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第53号及び議第55号から議第75号まで並びに請願第4号の各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第53号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第53号野洲市まちづくり寄附条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第53号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第55号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第55号公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第55号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第56号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) 議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

本条例改正の主な点は、地方税法の改正を受けてのものであります。主なものは1点目には公的年金から住民税の特別徴収を実施しようとするものであります。2点目にはふるさと納税を促進しようとする目的で税控除を行うことに関連するもの。3点目は本市独自のものでありますが、法人市民税率資本金1億円以上の税率14.5%を14.7%に引き上げようとするものであります。

まず1点目であります。政府は地方と都市の財政格差が広がる中で、出身地など居住地以外の自治体へ寄附した場合の税額控除を行う、いわゆるふるさと納税制度を実施しようとしています。これを実施するための条例改正であります。私はもちろん市民がふるさとを思う立場からその自治体に寄附を行うこと、これ自身をなんら否定するものではありません。この点では、先に採決されました寄附条例そのものには賛成するものでありますが、しかし、根本的に問題なのは、今日、地方間の財政格差をつくり出してきた原因は、政府が地方への税源移譲を正しく行わず、三位一体の改革などと称して、5兆円にも上る地方交付税をカットするなど、地方交付税の本来の財源調整機能の否定にあります。本来、自治体がふるさと納税といった寄附行為に頼る財政構造が正当なものなのか。本来、ふるさとを思うなら政府の責任として財政調整機能を発揮し、地方交付税の必要な配分を行うべきであります。

またこの問題では、寄附行為を行う側の居住地の税収が減収することも懸念されており、こういう問題点があることも指摘しなければなりません。

大きく2点目に、公的年金からの住民税の天引きであります。実施は2009年10月

からとされています。本市の場合はその対象者は約3,400人とされています。ご承知のように、この間、年金課税の強化によって、年金額が例えば月額16万円から17万円でも住民税課税となり、生活保護基準以下の生活を強いられる状況も生まれています。また、介護保険料や医療保険料は無収入、無年金でも徴収されており、年金天引きも始まっておりまして、低所得者に対して犠牲が押しつけられています。今回の地方税法改正は保険料に続き、住民税も年金から天引きするものであり、老後の生活を支える年金を手にとる前に目減りしていくことに市民の理解が本当に得られるのでありましょうか。本来、税は自主申告、自主納税が原則であります。この原則に反して、強制天引きは納税の意義、原則に反しています。また、年金の課税強化や実態に合わない給与所得控除などによって、生計費非課税の原則が破られています。それどころか介護保険料や医療保険料は相互扶助だとして、無年金でも無収入でも納入が義務づけられておりまして、住民生活に最も身近な地方自治体として、生計費を下回る所得から公租公課を事実上免除する対策を、もっと真剣に検討することが必要でありまして、同時に、今回年金からの強制天引きはこれまでの生活困窮者等への納税相談そのものの低下も懸念されまして、こういう意味からこの本条例改正案には反対するものであります。

○議長（林 克君） 第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

ただいま議題となっております議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本条例につきましては、昭和20年度の地方税法の改正並びに市財政健全化計画に基づき、所要の改正を行うものと認識するところでございます。本改正では個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の創設や、寄附文化の醸成、民間公益活動を促進する見地からの寄附金税制の改正が主な内容となっておりますが、いずれも近年における社会経済情勢に即応して所要の措置が講じられたものと考えるところでございます。

特に公的年金からの特別徴収制度につきましては、65歳以上の公的年金の受給者で介護保険料を特別徴収されている方を対象とするものであります。特別徴収は徴収回数の増加により、1回あたりの負担税額が軽減されますと共に、納付の便宜が図られますので、ほとんどの納税者については有益なものと考えます。

また、低所得者への対応が懸念されるところでございますが、実際には個人住民税が課税される方は、扶養家族がない場合に年金額が148万円を超える場合に発生すること

となるとのことですので、一概に特別徴収が大きな影響を及ぼすとは考えられないところでございます。しかしながら、特別な事情により特別徴収の方法によることができない方もおられると思います。個別の事情や生活状況等を適正に把握され、必要に応じて適切な対応と運用を図られますことを強く希望するものでございます。

また、法人市民税の法人税率の改正につきましては、資本金1億円を超える企業の税率を1,000分の145から147にしようと、そんなところでございますが、現在県下のほとんどの市で適用されている税率でもあり、現在の市の財政状況を勘案しますと、引き上げは妥当であると考えるところであり、むしろもっと前から引き上げておくべきではなかったかと、そんなことも思われます。

今後市が健全な財政運営を維持していく上につきましては、歳入歳出においてさまざまな観点から計画的かつ継続的に取り組んでいく必要があるものと考えます。職員の皆さん方、特にこの議場におられる幹部職員の皆さん方には、野洲市の経営者というそんな意識を持って、行政運営にあたっていただきますよう希望し、私の賛成討論とさせていただきます。終わります。

一部訂正させていただきます。先ほど昭和20年の地方税法の改正と、私が発言したそうでございますが、平成に訂正させていただきます。終わります。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第56号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第57号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についての反対討論をいたします。

この保育料の値上げにつきましては、平成19年度地方交付税単位費用算定基礎額に基

づいて値上げをするという単純な計算のもとで保護者に負担をかける条例でございます。今、世界経済を見てみますと、リーマンショックによる世界同時株安、そして、その他さまざまなアメリカにおける金融機関、保険会社等の債務超過、いわゆる負債総額が64兆円となっております。そうしたアメリカ経済の深刻な状況の中で、我が国の日本銀行はアメリカへのドル建てを迫られておるところでございます。

そしてまた、我が国経済を見てみますと、原油高はもちろんのこと、諸物価の上昇、さまざまな要因が起因し、市民・国民は生活に不安をおびえているのが現状でございます。そしてまた、小泉改革による派遣労働法の改正により、労働条件が不安定となっている昨今、このような保育料の値上げに関して本当にいいものかと私は疑うところでございます。

ちなみに対象園児は896名。影響額は年200万。1人あたりの値上げ料は2,400円。そしてまた、行政の説明によりますと保育時間の延長等の話が出ておりましたが、この保育料の延長につきましては、いまだ示しておられないというのが現状でございます。何の保証もないこの時点におきまして、保育料の値上げに関しましては、やっぱり断固と反対するものでございます。そして、今まで国が示しております施策、あるいは私どもの市が提唱しております少子高齢化対策に逆行しているんじゃないかなという思いを持って、私は反対討論をしています。そしてまた、行政が自ら先導してこの値上げをするのが問題じゃないかなという思いを持っております。どうか皆さん、この条例に関しましては、私の思うとおり反対をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（林 克君） 第15番、小島進君。

○15番（小島 進君） 15番、小島進です。

ただいま議題となっております議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本市の保育園保育料につきましては、これまでの算定根拠を普通交付税の単位費用算定基準額に準拠してきたところであります。この基礎額が平成19年度に改正されてから、既に2年が経過していることから、今回改定の提案がされたものであります。また、平成19年度決算では園児1人あたり38万8,000円の経費がかかっており、本市の財政事情を勘案しますと、改定はやむを得ないと考えます。ただ、幼稚園が果たしてきた役割の重要性にかんがみ、就学前の子どもの発達段階に応じたきめ細やかな保育など、現行の

制度のより一層の充実を希望します。つきましては、私は使用料条例の一部を改正に賛成するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

提案されました条例は幼稚園保育料の値上げに關してであります。今回の保育料の値上げにより、200万円の増収になるということですが、この保育料をどうしても上げなければならないという根拠は見当たりません。交付税算定基準に基づいて引き上げたという理由を挙げられましたが、野洲市よりも安い保育料のところがあるわけで、要するにその町の考え方が保育料に反映されているのではないのでしょうか。値上げの説明で当局は毎月200円で家庭生活に大きな影響はないとおっしゃいました。今、どこの家庭でも、投機マネーの影響で諸物価が高騰し、家計は大変です。市役所までも家計に追い打ちをかけて、896人の子どもたちに打撃を与えます。

野洲市は子育てを応援するということで、医療費の完全無料化を就学前まで行い、入院に關しては中学校卒業まで無料にされており、この延長線上の考えでいきますと、保育料を上げるというのではなく、逆に引き下げるとというのが、子育てを応援する姿勢ではないのでしょうか。ほとんどの子どもが保育園か幼稚園に通っている中、保育料の引き上げは子育て家庭を圧迫します。国税庁が9月19日に2007年の民間企業で働く給与の調査を発表いたしました。年収200万円以下の方が前年よりさらに10万人ふえ1,300万人、全体の23%の方が200万円以下というような現状となっています。このような状況を考える中で、今回の条例改正は、値上げはすべきでないと考えております。よって、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第57号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第58号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第58号野洲市下水道条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第58号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第59号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第2号)は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第59号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第60号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第60号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第61号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第61号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第62号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第62号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第62号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第63号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第64号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第64号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第64号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第65号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算について、

私は反対討論を行います。

議案質疑の際にも言いましたように、一般会計は市長の政治姿勢、また、行財政運営の姿勢が明らかになる重要なものであります。そこで、まず1点目の指摘は、平成19年度は小泉首相が進めてきた財政構造改革路線に基づく三位一体の改革、税源移譲なるものが進められてきました。しかし、その内容は住民税の増税、地方交付税の削減で地方自治体と国民、市民に犠牲と負担を強化してきました。一方、大企業、大資産家には減税、庶民には大增税、高齢者をねらい撃ちにした増税、定率減税の廃止など、また国保などの医療制度、介護保険制度、障がい者福祉制度など一連の社会保障制度の改悪でサービス切り捨て、負担強化を進めてきた年度でもあります。

さらに、今日、労働者派遣法の改悪以降、雇用は一層厳しさを増し、労働者の、働く人の非正規雇用が拡大され、暮らしを一層脅かしています。その結果、格差と貧困は広がり深刻な事態であります。このことは本会議質疑の際にも言いましたように、本市でも生活保護世帯や就学援助世帯が急増していることを見ても明らかであります。このような構造改革路線、三位一体の改革に対して、今議会でも市長は、税源移譲は不十分としながらも、全体としてこの間の改革を評価される答弁でありました。しかし、私はこのような認識では自治体と市民を守る市政は推進できないと思います。この際、政府に主張すべきは主張することを改めて求めておきたいと思います。

次に、平成19年度の具体的な事業と予算の執行についてであります。先ほど言いましたように、市民の置かれている暮らしの現状から、予算は市民の立場に立ち、税金の無駄遣いをやめ、暮らし優先の予算編成と事業の執行が求められています。決算を見ますと、昨年1月からは医療費の無料化制度を入院で中学校卒業まで拡大されたことや、学校の教育などの子どもの安全面等を含めて一定の充実をされたこと。また、この間要望、要求もしてまいりましたが、本市の多重債務問題を中心とする市民生活相談への充実へ、昨年10月からは相談員を増員、さらに今年4月からは市民生活相談室を設置されるなど、一定市民の願いに応えた施策もされました。問題は決算全体を見た場合の評価でありまして、市民の暮らしを守るべき19年度の決算ではないと思います。税金の使い方、無駄の排除、不要な予算、事業の廃止の問題であります。19年度ではご承知のように、新幹線栗東新駅問題、新駅は必要ない、負担するなら市民、県民の世論と運動で建設の中止が決定されました。しかし、市長は19年度当初予算では野洲市の負担金2,400万円を計上されました。最終的には支出はされませんでした。しかし、その後も市長は、新駅は必要

という姿勢は変わらず、この間の民意を真摯に受けとめる姿勢は示さないものでありました。

次に、同和対策関係予算事業も同様であります。以前にも言いましたが、これまで市長自身も検討すべき時期に来ているという答弁もされたこともあります。にもかかわらず、この決算を見る限り、これまでの同和行政を踏襲しています。私は、公正、公平で民主的な行政を推進しなければならない本来の立場から反していると考えます。一方、暮らしに関わる具体的な分野では、平成19年度は事務事業の見直しという名のもと、市民の暮らし、生活に関わる制度が廃止、縮小、削減等されました。例えば、自治会活動活性化補助金が減額されたことや、母子家庭、父子家庭の児童入学支度金支給事業が制限された。また、市立幼稚園就園奨励事業が廃止されたこと。また、児童・生徒心臓精密検査助成事業が廃止されたこと。一方、農業関係におきましても、農業振興関係団体活動補助事業が廃止されたこと。青果市場運営事業の補助金も廃止されたこと等々一連の、今言いましたことを含めて敬老祝い金の減額もされました。これらを含めまして40事業の制度、あるいは補助金約4,000万円をこの事務事業という名のもと廃止、縮小、削減されたのであります。私はこのような今日市民の暮らしが大変なとき、このようなことは許されないと 생각합니다。

以上、幾つかの点を述べましたが、決算全体を見まして、無駄、不必要な事業、予算がある中で、一方、市民への負担強化とサービス切り捨てを進めたものでありまして、本決算認定には反対するものであります。

○議長（林 克君） 第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 11番、藤下茂昭です。

ただいま議題となっております議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成19年度におきましては、原油価格の一段の高騰やアメリカ経済の減速あるいは円高等が生じまして、我が国経済は年度当初の回復予想に反して、景気回復が足踏み状態にあり、国内総生産の成長率は名目、実質共に政府経済見通しを大きく下回り、消費者物価については予想を上回るものと見込まれるなど、国民生活への不安が広がり、予断を許さない状況でございました。また、国においては、経済財政改革の基本方針2007で定められた歳出削減を実行し、地方分権改革を本格的に進め、地方にできることは地方での原則に基づいて、国から地方への権限委譲と税源移譲が行われており、国の関与の縮減と地

方の権限、責任の拡大が図られております。

こうした国の地方分権改革の動きは、地方にとりましてはその趣旨は一定の評価はできるものと考えるところでありますけれども、実態としては国庫補助負担金や地方交付税の削減など、地方財政を圧迫する内容となっており、真の地方分権改革となっていないのが実態であると考えております。こうしたことから、経常経費の増加によって財政の硬直化が進み、非常に厳しい財政運営を余儀なくされているのが全国的な傾向であり、本市においても同様極めて厳しい財政状況が続いているものと認識をいたしております。

さて、一般会計決算の内容を見ますと、歳入決算額は175億1,752万4,022円。歳出決算額は170億7,915万9,560円であり、歳入歳出差し引き額は4億3,836万4,462円となり、平成20年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は3億8,439万3,462円の黒字という結果になっております。しかしながら、この黒字については市債の発行や基金の取り崩しなどにより生まれたものでありまして、後年度において負担を残すことから、懸念される結果となっているとも言えますけれども、苦しい財政状況の中にあって、野洲市総合計画に基づく行財政課題の解決のための経費を積極的に盛り込み、行政改革と財政健全化に向けての経常経費の抑制など、野洲市の将来都市像を見据え、重点的かつ効率的な予算執行であったと評価するところであります。

具体的な主要事業といたしましては、総合計画の6つの基本計画別にいたしますと、まず、豊かな人間性をはぐくむまちでは、子育てに不安を持つ親などが増加する中で、子育て支援センターの増設や子育て家庭訪問事業の実施など、一人ひとりの人権を大切にすまちの創造を目指した予算執行となっております。

人々が支え合う安心なまちでは、地域安全センターを設置した他、不審者災害情報メール配信システムの整備など、健康で安心な生活を送ることができる予算執行となっております。

美しい風土を守り育てるまちでは、荒廃が危惧されております里山について、市民参加の里山づくり事業や環境基本計画の推進など、自然や地球環境の保全と創造を進める予算執行となっております。

次いで、地域を支える活力を生むまちでは、工業の育成や企業立地の推進を図り、工業の振興及び雇用の創出のため、工業振興助成金の交付を行うなど、地域産業の振興を図り、安定した就労により安心して働けるまちづくりを進める予算執行となっております。

うるおいと賑わいのある快適なまちでは、野洲駅周辺整備計画の推進や引き続き野洲川

右岸線の道路改良工事を進め、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造や快適な居住空間の確保に努める予算執行となっております。

市民と行政がともにつくるまちでは、まちづくり基本条例の施行にあわせ、まちづくり協働推進センターの設置運営やコンビニ収納システムの導入整備など、市民、企業、行政が交流連携し、協働することにより地域を支える予算の執行となっております。

国際的な景気減退、あるいは国の財政事情が一層逼迫することが懸念されておりますが、以上のことから今後も市民の負託に応える事業を展開しながら、行政改革や財政健全化計画を着実に実行し、健全な財政運営に鋭意努力されることを要望し、平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第65号は各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第66号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

野洲市の2007年度決算では、収入内訳で31%が国保税、国庫支出金が19.8%、国庫補助金が3.5%、県支出金が3.6%、療養給付金26.6%、一般会計繰り入れが6.7%となっています。国保に対しましては相互扶助だけでなく、国として社会保障制度として位置づけ、国庫支出金と補助金で23.3%でなく50%の財政的な支援をしなければ、高すぎる国保税が払えない状況がふえます。

未収額は2億2,300万円であり、不納欠損も930万円もあります。所得が33万円以下の世帯が25%、103万円以下の世帯が13%、200万円以下の世帯が23%

であり、合わせて61%が200万円以下という世帯であります。さらに均等割、平等割の応益負担と所得割の応能負担を5対5にしたことにより、所得がふえるほど所得に占める割合が減ります。このことが国保税の滞納を生み出しています。

2007年の決算で計算してみますと、103万円以下の方の国保税は平均9万1,000円で、収入に占める割合は8.8%です。その6倍の年収600万円の方の保険税は21万2,000円で、収入に占める割合は3.5%と、収入が高くなるほど割合が低くなっています。収納率で一番高いのは700万円から800万円の世帯で97.3%です。平均年税額が22万3,699円で、滞納平均額が4万7,178円です。一番低いのが33万円以下の世帯の方で85.6%の収納率です。法定減免があるとはいえ、応益割合が払えないのではないのでしょうか。平均年税額が2万5,634円。滞納平均額も2万5,323円となっています。

このような状況を見ますと、均等割、平等割を引き下げ、社会保険のように所得割にシフトを置いたやり方に変えていくべきだと考えます。国民健康保険法は1961年から国民皆保険として加入することが義務づけられました。法第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、社会保障制度として発足いたしました。

しかし、高すぎる保険料のため、払えない世帯がふえてきました。これを解決するために、国は短期保険証や資格証明書の発行を義務づけました。しかし、国保は社会保障及び国民保健の向上に寄与するという観点から、高齢者や子どものいる家庭には無条件に保険証を交付している自治体がありますが、野洲市では高齢者や子どもがいても資格証明書を発行しています。憲法25条の生存権はすべての国民に保証されたものであり、金のあるなしに区別されてはなりません。国言いなりの方向でなく、憲法に基づく社会保障制度を国に強く求めるべきであります。地方自治体として国民犠牲を押しつけてくる国の防波堤となって、市民のために税金を使うことを求め、反対討論とします。

○議長（林 克君） 第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。

ただいま議題となっております議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成討論を行います。

国民保険制度はこれまでの我が国が世界に誇る国民皆保険制度の基盤を支える重要な役割を担ってきております。しかし、国民健康保険は他の医療保険に比べ、高齢者や低所得

者の加入割合が高いことから、もともと財政的に脆弱な上に、近年の急速な高齢化の進展と医療費の増加等により、さらに状況は厳しくなっており、この危機を打開すべく本年4月には、長寿医療制度の創設をはじめとする大規模な医療制度改革が実施されてきたところであります。

平成19年度の国民健康保険事業特別会計決算は、医療制度改革により国民健康保険制度が大きく変わる前、つまり旧制度での最後の決算となるわけで、財政的には一番厳しい中での事業運営ではなかったかと推察いたしております。一時期は国民健康保険事業特別会計の赤字決算も危惧されていましたが、結果的には4,900万円、事業総額の約1%とわずかではありますが、決算剰余金を見ましたところ市の経営努力の結果であると思われれます。しかし、平成18年度からの繰越金や財政調整基金からの繰入金などを差し引きいたしますと、単年度収支では約5,000万円の赤字となるため、決して安心していられる数字ではありません。

医療制度改革により、大幅な制度改正が見込んで、これまで税率改正を見送られてきた経緯があるため、単年度の赤字に対するしんしゃくの余地はありますが、平成20年度は3年ぶりに税率の見直しも実施されております。国保財政の安定を目指した新制度が施行されたからといって、決して油断することなく、厳しい経営感覚を持って、これまで以上に健全な事業運営に努めていただきたいと思います。

個々の事業を見てみますと、保険給付費は増加傾向にある中で、人間ドックの補助金や国保ヘルスアップ事業など、保護事業にも積極的に取り組まれております。また、制度改正の準備につきましても、国費などの財源を確保しながら、適切に取り組まれていたことがうかがわれます。

また、歳入につきましても、国民健康保険税では前年度課税分の収納率が3年連続で95%を超えるなど、積極的に歳入の確保に努力されているものと思えます。

真に国民健康保険事業の評価が問われるのはこれからかもしれませんが、まずは厳しい財政環境の中で、急激な市民の負担やサービスの低下を招くことなく、新しい国民健康保険制度へと移行されたことは一定の評価に値すると判断いたします。

つきましては、私は平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計決算に賛成するものであります。議員各位におかれましては、本議案にご理解を賜り賛成いただきますよう、よろしく願いいたします。

これをもちまして賛成討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第66号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第67号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第67号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第67号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第68号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第68号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

介護保険は総額費用の半分は国、県、市町村で賄い、残りを65歳以上の第1号被保険者が17%と40歳から65歳までの第2号被保険者が33%支払う仕組みになっています。当然利用者が多ければ介護費用総額はふえ、すべてでふえる仕組みになっています。平成17年度に見直しがされ、大幅な引き上げが行われました。さらに、老年者控除の廃止や年金控除の引き下げなどで、非課税世帯から課税世帯になった方も81世帯ありました。激変緩和で3年間で徐々に引き上げることになりまして、結局毎年保険料が上がるということになりました。

来年はこの介護保険事業の見直しの時期です。仕組みそのものを変えない限り解決しません。年金から天引きされる方はいや応なしにとられます。年金が年額18万円以下、月

1万5,000円以下の方は納付書による普通徴収となっておりますが、滞納者は142人、634万円。不納欠損が45人、124万円であり、そもそもこのような18万円以下の収入や無年金の人からも保険料を取ることが間違っています。これまで介護保険制度の見直しについては、要介護1の方を要支援1、2にし、ベッドや車いすを取り上げ、ヘルパーの仕事も本来必要にもかかわらず認められないとどんどん改悪されてきました。政府は今後、利用料の2割負担や軽度者を介護保険から完全に外すことを計画しています。保険あって介護なしと言われていますが、このような現状を根本的に国民の立場に立って、来年の見直しには国に強く求められるよう要望し、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第68号平成19年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

平成19年度は介護保険の大きな制度改革後の2年目にあたります。18年度は予防重視型の改革の初年度であったことから、改革のメインの1つである介護度の状態が軽度である利用者の保険給付について、予防給付へ1年をかけて徐々に移行された年度であり、19年度は完全に移行された後の決算となっております。したがって、18年度と19年度を単純に比較することはできませんが、歳出面では保険給付費全体を見てみますと、対前年度比で約8,080万円、3.8%の増加となっております。認定者数では年度末比較で85人、6.1%の増加率となっており、認定者数の増加率より保険給付費の増加率が2.3ポイント下回っていることを考えますと、予防重視型への転換の結果が出ていると思います。

また、地域支援事業費では、ほぼ介護保険事業計画に基づく執行がなされ、筋力向上トレーニング教室や介護予防教室など各種の介護予防に向けた事業が展開されており、保険給付費とあわせて考えてみますと、制度改革のねらいとする方向に進んでいると思います。

一方、歳入では第1号被保険者の保険料については、被保険者数が約400人増加したこと等、対前年度比5.9%、2,850万円の増となっております。なお、基金の19年度末現在高が約4,900万円となっており、20年度も一定積み立てがされるのであれば、第4期の保険料に十分勘案されるよう要望をいたします。

いずれにいたしましても、地域支援事業による介護予防の施策が広く展開され、高齢者が少しでも長く元気で生活できることが大切となってきます。また、その割合が今以上に

高まるよう、保険事業も含め、高齢者の健康保持増進につながる施策が強化されることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第68号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第68号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。再開を2時40分といたします。

（午後2時21分 休憩）

（午後2時41分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第69号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第69号平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第69号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第70号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第70号平成19年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第70号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第71号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第71号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第71号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第72号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第72号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第73号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第73号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第73号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第74号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第74号平成19年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第74号は総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第75号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第75号平成19年度野洲市水道事業会計決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第75号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、請願第4号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第4号肥料・飼料等価格高騰に関する請願書は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、請願第4号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり採択するべきものと決しました。

（日程第5）

○議長（林 克君） 日程第5、発議第2号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

第20番、田中栄太郎君。

○20番（田中栄太郎君） 発議第2号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

本規則は地方自治法の一部改正に伴い、本規則中の引用条項にずれが生じたことを受け、条項整理を行う改正であります。なお、本規則は公布の日から施行するものであります。

以上です。

○議長（林 克君） 次に、ただいま議題となっております発議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りします。

発議第2号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、意見書第15号から意見書第20号まで、社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書(案)他5件を一括議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第15号について、第16番、野並享子君。

○16番(野並享子君) 社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

政府は、社会保障費の自然増加分を2,200億円抑制することを盛り込んだ2009年度予算の概算要求基準を閣議了解しました。

しかし、日本医師会など医療関係40団体で構成する国民医療推進会議が開催した「地域医療崩壊阻止のための総決起集会」では、社会保障費の年2,200億円削減撤廃が決議されるなど、社会保障の充実を求める声が全国に広がっています。

政府の社会保障国民会議が今年6月12日に公表した中間報告骨子においても、今日の社会保障が直面する課題として高齢者世帯の給付切り下げ、自己負担増の不安、現役世代の負担増への忌避意識、世代間の負担の不公平感、救急医療体制の弱体化、産科・小児科の医師不足、地域医療の崩壊、介護分野の恒常的人材確保難など、改革の中で十分対応できなかった問題、改革の過程で新たに生じた問題が指摘されています。

このままでは、社会保障制度は維持できても、医療や福祉をはじめとした必要なサービスなどの国民生活の安定が確保されなくなるおそれがあり、制度の負担についての国民合意を形成し、必要な財源を確保することは緊急な課題であります。

よって、国会並びに政府におかれては、社会保障制度に対する国民の信頼を回復し、国民誰もが安心して生活できるようにするため、社会保障費の自然増を毎年2,200億円抑制する方針を撤回し、平成21年度予算において社会保障予算が十分確保されるよう強く求めますという意見書に対して、補足をさせていただきます。

多分2,200億円という財源をどうするのだという皆さんの思いが頭をよぎっているのではないかと思います。今の税金の使い方の中で2つ、大きく改革をすればと思います。

その1つは最大の無駄遣いである軍事費。そのうちの条約上義務のない思いやり予算。これが2,500億円。ちょうどこの2,200億円の社会保障費と匹敵する額をアメリカに思いやっている。これを180度転換をし国民に思いやるということが、まず必要ではないでしょうか。

それと、政党助成金。これが年間320億円。障がい者の福祉の応益負担、1割負担です。これを撤廃するのにちょうど同じ320億円あればできるのです。政党助成金をやめれば、障がい者の応益負担を撤廃することができます。

また2つ目が、きちっと税金をいただくこと。今、大企業が1990年度19兆円だった利益が、2006年には33兆円。あのバブルの絶頂期の1.7倍の利益を上げていますが、税金は横ばい。これはいろんな減税があるから、横ばいの状況になっています。トヨタなどはそのときと比べて2.2倍の売り上げを上げていますが、税金は逆に8割に減っているというような状況で、また、大銀行でも大手13社の年間所得は2兆9,218億円。ここで払っている税金がたったの1,069億円。税率4%というような状況にな

っています。こういったところの、国民には定率減税を廃止し増税になったにもかかわらず、大もうけしているような大企業、大資産家には減税をそのまま行っているということで、これをもとに戻したら財源は7兆円ぐらい出てきます。これを社会保障の方に回せばいいということで、無駄を削り、もらえるところからはきちっともらうということで財源を確保し、この2, 200億円の抑制を撤回する意見書を提出するために、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 次に、意見書第16号、第17号について、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、意見書第16号。消費税の増税を行わないよう求める意見書についての説明を行います。

政府が2009年度に基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げることを理由に、消費税は社会保障の財源にふさわしいなどと、消費税増税議論を始めようとしています。

現在、国民全体の所得が下がり続けているばかりか、物価高騰、増税が庶民に重くのしかかっています。その上さらに消費税が低所得者にはより重く逆進性を持つ、不公平な税制であるこの消費税を引き上げれば、貧困、経済格差はさらに広がり、日本経済を一層危機に陥れることは必至であります。

政府が消費税導入時も税率引き上げのときにも社会保障を口実にしたものの、実際はこの間相次いで社会保障制度は改悪されています。しかし、導入以来国民が納めた税額は、法人3税の減税による大企業の減税に匹敵しており、消費税増税分がその穴埋めに使われたことは明らかです。

今必要なことは、大企業、大資産家への行き過ぎた減税、そして不要不急の大型開発や5兆円に上る軍事費などの、また米軍基地のための再編費用や思いやり予算などを見直すこと、無駄遣いをなくすことでもあります。そうすれば社会保障の財源は生み出すことができまして、財政再建を進めることも可能であります。

よって、国民の暮らしを守るために、この不公平税制である消費税の増税を行わないよう求めた意見書であります。

ご賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、意見書第17号。投機マネーの規制を求める意見書について、説明を行います。

原油や穀物の高騰が国民の暮らしと営業を直撃しています。この高騰の原因が需給関係

だけでなく投機マネーによって増幅されていることは明らかであります。

「通商白書」によりますと、原油価格、トウモロコシ、小麦価格は投機マネーによって実に4割前後もつり上げられていることが明らかになっています。この巨額の投機資金が食料、エネルギーという人間の生存の基盤さえ左右するような社会はまともな社会と言えません。この投機マネーの暴走を抑えることは暮らしを守り、経済を安定させるための国際的な緊急課題となっています。アメリカ上院ではこういうこの過度の投機を規制する法案が提出されています。だから、今なし得る最大の手段は、この投機マネーへの厳しい規制以外にありません。

よって、日本政府が実効ある投機マネーの規制へ引かぬことを求めるわけではありますが、主に2点。

1点目は、投機マネー規制のため国際的投機集団の資産や取引経歴の開示、この強化。甘い現在の優遇税制の撤廃。そして、上場企業並みの会計の公表などについて、欧州諸国などと足並みをそろえて踏み出すよう、従来の日本政府の姿勢を転換することです。

2つ目は、とりわけ原油や穀物など、人類の生存の土台となる商品に対しては、直接の投機の制限を設けること。この2点が主な内容であります。

なお、この投機マネーの規制を求める意見書と先ほどの社会保障を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書については、例えば、甲賀市では自民党議員団の皆さんも含めて意見書が採択されているように、国民、市民の強く求めている課題だと思しますので、ご賛同をひとつよろしくお願いします。

○議長（林 克君） 次に、意見書第18号について、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。朗読をもって説明とさせていただきます。

道路財源の「一般財源化」に関する意見書について。

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、これまでの道路特定財源を一般財源化とすることが政府の方針として示されましたが、地方では、防災対策、通勤・通学、救急医療などの面においても、依然として道路整備が必要であり、また、過去に整備した道路に関する公債費・維持管理費の増大や老朽化した橋梁やトンネルの維持補修など、さらに財源を要する状況でございます。

道路財源の一般財源化を検討するにあたっては、こうした道路整備や維持管理等に支障が生じないように、必要な財源を確保していることが必要と考えます。とりわけ、地方にお

いては現在の道路特定財源が4割程度にとまっていることも勘案の上、以下の重点事項の取り組みを要請いたします。

記。

1. 道路財源の一般財源化にあたっては、地方税分及び譲与税分さらには交付金、補助金として地方に配分されている財源について、地方枠として維持すること。

2. 改めて各地方団体に配分する場合の枠組みについては、これまで道路整備が遅れている地域により重点的に配分するよう配慮すること。また、地方の自由度を拡大するような新型交付金などの創設を行うこと。

3. 本年度の暫定税率の失効等に伴い発生した歳入欠陥等については、全額を地方特例交付金により補てんするなど政府における適切な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

どうかご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 次に、意見書第19号について、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。本文の朗読をもって説明といたします。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型関連疾患に関する意見書（案）。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）とは、致死率が高い「成人T細胞白血病（ATL）」や、排尿、歩行障がいを引き起こす「脊髄疾患（HAM）」の原因ウイルスであります。ウイルスを体内に持っている人（キャリア）は全国で120万人に上ると推定され、ATLで年間約1,000人が命を落とし、HAM発症者は激痛やまひ、歩行障がいに苦しんでいます。いまだに根本的な治療法は確立されていません。

このウイルスは輸血や性交渉により、また母乳を介して母親から感染をします。このうち輸血による感染防止のために、献血時の抗体検査が1986年11月から導入され、新たな感染はほぼなくなりました。

このウイルスの特徴は、発症するまでに40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを産み育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染をさせてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時に抗体検査を実施し、陽性の方には授乳指導を行い、感染拡大を抑制しております。

HAMについては平成21年度から難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定されるこ

とになりましたが、今後、治療法の確立へ向けて研究促進に大いに期待いたします。

よって、政府におかれましては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型関連の疾患の予防、感染の拡大防止を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記。

1. 潜在患者の把握など実態調査を行うこと。
2. 医療機関へのHTLV-1に関する情報を周知徹底すること。
3. 治療研究の促進及びワクチンの開発を行うこと。
4. ウイルス感染者の相談体制の充実を図ること。
5. 発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 次に、意見書第20号について、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 12番、中島一雄です。

私は、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）を朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっております。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、ワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負など、新たな貧困と労働の商品化が広まっています。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。この1つである協同労働の協同組合は、働くことを通して、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の1つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札、契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題

があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制化を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。誰もが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

以上、ご賛同のほどよろしく願います。

○議長（林 克君） これより、ただいま議題となっております意見書6件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時32分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並享子君から発言を求められておりますので、これを許します。

○16番（野並享子君） 先ほど意見書第15号社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書（案）につきまして、案文に書かれていないことを口頭で発言いたしました財源問題に関しましては取り下げます。

以上です。

○議長（林 克君） ご質疑はございませんか。

今の6件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、意見書6件については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書6件について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時34分 休憩）

（午後3時38分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、第4番、内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。

私は、ただいま議題に上がっております意見書第16号消費税の増税を行わないよう求める意見書（案）につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

消費税を含む税体系の抜本的な改革については、早期に実現を図るため、平成16年の年金改正法、基本方針2006、2007及び平成20年度与党税制改革大綱の基本的な改革等を踏まえ、議論が進められているところであります。

その主だった改革のポイントは、生産性向上を促し、成長力を強化する。税制が社会保障と共に再分配機能を適切に果たすようにし、世代間、世代内の公平を確保する。少子高齢化のもとで社会保障を支える安定的な財源を確保する。低炭素化促進の観点から税制全般を見直すとなっております。

特に少子高齢化により、今後も増加傾向にある社会保障費は現下の厳しい財政状況を踏まえ、国民が受ける給付と負担のあり方についても、今後も議論されるべきだと考えております。社会保障制度は国民生活の基盤を支える重要なものであり、少子高齢化が進む中で制度を中長期的にわたり持続可能で国民が安心できるものとしていく必要があります、歳出・歳入一体改革に取り組んでいるところであります。

しかし、政府の経済財政諮問会議が発表した内閣府試算によると、平成24年度の基礎的財政収支は成長率が想定よりも低く、歳出削減を最大限で実現したとしても、最小で3.9兆円、最大で7.9兆円の赤字が見込まれ、骨太の方針2006の目標である財政収支の黒字化の目標達成は困難な状況となっております。

このため、今後とも歳出改革を徹底する一方で、それでも対応し切れない社会保障や少子化対策に伴う負担増については、安定的な財源を確保するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革について早期に実現を図る必要があります、まずは社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を設置し国民的議論を開始したところであります。

後世の世代に負担を先送りしないために必要な措置を行い、消費税は税のあり方全体の中で、また、各税目それぞれが果たすべき役割等を踏まえ、総合的な見直しを行う必要があると考えております。

以上のような考えから、意見書第16号消費税の増税を行わないよう求める意見書については、反対するものであります。

以上です。

○議長（林 克君） 次に、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 意見書第16号消費税の増税を行わないよう求める意見書（案）についての、私は賛成討論を行います。

はじめに提案しましたように、この消費税はまず1点目に、低所得者にはより重い逆進性を持った税制であるということです。

2つ目は、社会保障を口実にしたものの、実際は後期高齢者医療制度に見られますように、社会保障制度、医療制度はだんだん改悪をされてきました。社会保障には実際のところは使われなかった。

3点目、それとは裏腹に、消費税増税部分が実際のところは、ほぼその税額に見合う分が大企業中心の法人3税の、あるいは大金持ちの減税財源に使われた。これがはじめ提案説明でしましたような内容であります。

それに対して、今の反対討論をお聞きしますと、1つ目は、今、国で議論されている税制のあり方が税の公平化と言われました。2つ目が、今後、国の財政赤字が拡大する中と言われました。3つ目が、今後、私も言いましたが、少子高齢化の中で社会保障財源を確保していかなければならない趣旨の反対討論をされたと思いますが、とりもなおさず、は

じめに言いましたように、消費税は逆進性を持ちます低所得者に極めて不利な税制であること、不公正税制であること。これは十分皆さんご承知だと思います。

それと、今後の財政赤字、同じことを言うことになりましたが、これまで国が進めてきたのは、先ほど来話がありましたように、巨大な軍事費、あるいは米軍の思いやり予算、あるいは大企業への優遇税制、加えますと今、道路特定財源が一般財源化への道を議論されておりますが、巨大な浪費、無駄遣いのこの道路特定財源による、こういう国の無駄遣い、不公平な税制、これを見直してこそ社会保障財源が確保できるものであります。私はそういう立場から消費税増税を行う必要は全くない。

同時に考えますのは、先ほど言いましたように、社会保障がこの間相次いで改悪をされてきて、当初の約束の中にありました少子高齢化あるいはその種の財源に使うことが全くされなかった。ですから、今必要なことは、先ほど来言っております不公正な税制、無駄遣いの税制を見直してこそ、社会保障が、財源が確保できる。このことが一番大事だと思っておりますので、そういう意味で、今多くの市民、国民の皆さんが求めているのは、消費税の増税ではなく、国の根本的な国民の立場に立った税制であると思っておりますので、私はこの消費税増税を行わないよう求める意見書は、ぜひ、野洲市議会としても採択すべきと思ひ、賛成討論といたします。

○議長（林 克君） これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第15号社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第16号消費税の増税を行わないよう求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第16号は否決されました。

意見書第17号投機マネーの規制を求める意見書（案）は、原案のとおり可決すること

に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第17号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第18号道路財源の「一般財源化」に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第18号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第19号ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)関連疾患に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第19号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第20号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第20号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては本職に一任することに決定いたしました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

(午後3時49分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○議長(林 克君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました意見書第21号肥料・飼料等価格高騰に関する意見書（案）を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第21号肥料・飼料等価格高騰に関する意見書（案）を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第1）

○議長（林 克君） 追加日程第1、意見書第21号肥料・飼料等価格高騰に関する意見書（案）を議題といたします。

それでは、提出者より提案理由の説明を求めます。

第20番、田中栄太郎君。

○20番（田中栄太郎君） それでは、肥料・飼料等価格高騰に関する意見書（案）について、朗読をもって趣旨説明といたします。

食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や世界的な穀物需給の構造的な逼迫、加えて投機資金の流入により、肥料・飼料等の生産資材に係る価格は高騰し続けており、農畜産経営は未だかつてない危機的な状況に直面しています。

生産者とJAグループでは、急激な生産コストの上昇に対し、コスト低減に懸命に取り組んでいますが、自らの努力だけでは解決できない状況となっていることから、政府は生産者の経営安定を図る即効性のある対策や低コスト生産に向けた支援措置等を早急に実施する必要があります。

また、あわせて食料と競合しない原料を用いたバイオエタノールの研究開発の推進、資源・食料への投機資金の流入規制、輸出国の輸出規律の強化など国際的な問題解決に国を挙げて取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、政府においては、以下の大きく4つの事項が早期に政策確立されるよう要望するものであります。

なお、個々の事項の説明については、本定例会開会日の去る8月29日、請願書の中で説明させていただきましたので、説明を省略し、趣旨説明といたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

どうかよろしくお願いたします。

○議長（林 克君） それでは、ただいま議題となっております意見書第21号につい

て質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第21号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第21号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております意見書第21号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) 討論がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第21号肥料・飼料等価格高騰に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第21号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては本職に一任することに決定いたしました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 平成20年第4回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、

一言御礼を申し上げます。

本定例会は、去る8月29日に招集させていただきまして、本日までの25日間ございました。本定例会におきましては、条例の制定及び一部改正、本年度補正予算並びに平成19年度各会計の決算の認定等、重要な案件につきまして、いずれも原案どおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会が私の任期中の最後の議会となりますことから、この4年間を振り返りながら、皆様に御礼のご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、私は平成16年10月31日に、市民の皆さんからの温かいご支援によりまして、新生野洲市の初代市長として、無投票で当選の栄に浴することができました。就任当時は、新生野洲市のまちづくりを本格的に軌道に乗せると共に、合併協議で議論されてきた諸課題の解決に向け、着実な第一歩を踏み出す必要があり、非常に重要な時期でございました。

その取り組みを少し振り返りますと、まず、安心・安全面の取り組みでは、市民の生命と財産を守るための防災体制の整備を重要課題として位置づけをいたしました。「地域防災計画」を策定すると共に、災害時の緊急連絡手段として防災行政無線の整備や、地域の防災力を高めるため、想定される地震被害や洪水時の浸水範囲及び各地域の避難所等を示した、洪水・土砂災害等の防災ハザードマップを作成したところでございます。

また、野洲駅北口便所で発生しました凶悪事件や、不審者情報が増加していることを受けとめまして、「地域安全センター」を設置する一方、多重債務問題などに苦しむ市民のため、市民生活相談室を設置し、市民の安全・安心の確保に努めてまいりました。

おかげさまで、全国にも知られる取り組みをなし、成果を上げることができました。

福祉面では、少子高齢化が進む中、子育て支援策として「子育て支援センター」を設置すると共に、市民相互の助け合いによる「ファミリーサポートセンター事業」の実施や、健康で生きがいに満ちた新しい生活をつくり出すことを支援するため、「地域包括支援センター」を設置いたし、要介護者の早期発見システムや認知症予防教室の実施等、介護予防事業の充実に努めると共に、障がい者が地域で自立した生活が送れる社会の実現に向け、医療・介護・訓練の総合的な自立支援サービスの提供や相談支援の充実、さらに、心身の発達に支援を必要とする人たちが気楽に相談できる拠点として、「発達支援センター」の設置にも力を注いでまいりました。

産業振興面では、「野洲市工業振興条例」を制定し、企業誘致を進めるため、用地取得、

建築設備費に対する助成をはじめ、環境関連事業にも視点を置いた制度を創設したところ
でございます。

また、昨年10月には、経済産業省と厚生労働省から企業立地促進法の同意地域として
指定を受けるなど、経済の活性化と財政基盤を築くための施策も進めてまいりました。

こうした中で、現在、既に市内の立地企業から、確定も含め、約3,400億円にも及
ぶ投資計画を得ております。

環境面では、「地域から地球の視点へ」を合言葉に、エネルギー問題を軸としながら、未
来に責任ある野洲市として、子孫にすばらしい野洲の環境を引き継いでいく必要があるこ
とから、みんなで、楽しく、楽に取り組めるよう「らくらくエコトライ」や「すまいる市」
など、全国でも先進的な取り組みを進めることができました。

教育施設の整備では、子どもたちの「食育」を担う新たな学校給食センターを整備し、
児童・生徒に安全でバランスのとれた給食を提供することができました。

また、心身に障がいのある方々がスポーツを楽しみ、スポーツを通じて同じハンディキ
ャップを持つ方々との交流を深め、心身の健康保持増進を図ることを目的として、障がい
者スポーツ施設「なかよし交流館」も整備することができました。

また、協働のまちづくりの推進では、議会でもいろいろと議論をいただいたところで
ございますが、市民のまちづくりへの参加機会や基本的な権利を保障する「まちづくり基本
条例」を制定することができました。

これで行政への市民参加の保障や自治体運営の民主性と透明性を高め、公共サービスの
充実につながる市民社会の活力創出に向けた「協働」の基本的な仕組みづくりもできたの
ではないかと思っております。

また、市民活動やコミュニティー活動を推進する拠点施設として、中主地域になかった
「コミュニティセンター」を中里、兵主の両学区に整備したことにより、市民が自覚と責
任を持って地域のまちづくりに取り組む環境が市内の学区全域で整ったものと思ってお
ります。

行財政改革の推進では、持続可能な行財政構造の構築に向けた抜本的な改革が不可欠な
ことから、従来の行財政改革の枠にとらわれない大胆な改革に向け、官民の役割分担、公
共サービスの受益と負担、補助金や給付事業のあり方などの見直しを議論する中で、「行政
評価システム」の構築等により、事業を厳選し、効率的な行政の執行に努めてきたところ
でございます。

以上、簡単に4年間を振り返りましたが、こうした取り組みの中で、自らがなし得た決断や行動の蓄積、さらには人的なネットワークなど、着実にその成果を積み上げてきた自負と誇りもありますが、それ以上に市民の理解と協力があったことも心にしみております。

その一方で、私は昭和28年から旧野洲町の職員を経て、助役3期、町長3期と長きにわたり行政に携わってまいりましたことから、ややもすればマンネリに陥っていないかなど、常に自らに厳しく問いかけながら、今日まで懸命に取り組んできたつもりでございます。

思い起こしますと、議会でいろいろ議論もさせていただき、また、失言もあったかと思いますが、そのときには議員皆さんからいただきました叱咤激励があったからこそ、自らを奮い立たせ、「共感」、「改善」、「活力」を念頭に置きながら、職員と共に積極的にチャレンジし、しっかりと時代の流れを見極め、市民との対話を通じて行政課題に的確に対処することができたのではないかと考えております。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、改めまして、今日まで議員の皆さんからいただきました私への温かいご指導、ご支援に対しまして、この場をおかりいたしまして、深甚なる感謝を申し上げます。

私はあと1カ月余りで市政運営から退くこととなりますが、議員の皆さん方には、どうか今後とも野洲市のさらなる発展のために活躍いただくことをお願いいたしまして、最後の議会の閉会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。(拍手)

○議長(林 克君) これをもって、平成20年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。(午後4時07分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年9月22日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 田 中 孝 嗣

署名議員 中 田 幸 子